⑽　外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途国土交通省総合政策局建設市場整備課における建設コンサルタント業務等に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が技術提案書の提出者として選定されるためには、技術提案書提出要請の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。技術提案書提出要請の日は令和３年１月８日（金）を予定する。

⑾　詳細は説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Nobuhiro Nagata Director General of Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classification of the services to be procured : 42

⑶　Subject matter of the contract : Bridge floor slab replacement basic design of Nishi-Meihan Expressway between Kashiwara interchange and Tenri interchange.

⑷　Time limit to express interests : 4 : 00 P.M. 17 December 2020

⑸　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 19 February 2021

⑹　Time limit for the submission of tenders : 11 : 00 A.M. 29 March 2021

⑺　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑻　Contact point for tender documentation : Kiyoko Nakagawa, Assistant Manager of Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited 1―13, Iwakura-cho, Ibaraki City, Osaka Prefecture 567―0871 Japan TEL. 06―6344―9242 FAX. 06―6344―9913

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

令和３・４年度において外務本省の測量・建設コンサルタント等及び建設工事に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について次のとおり公示します。

令和２年12月７日

外務省大臣官房会計課長　岡野結城子

◎調達機関番号　014　◎所在地番号　13

1　業種区分

⑴　測量・建設コンサルタント等

１　測量業　２　建築関係建設コンサルタント業　３　土木関係建設コンサルタント業　４　地質調査業　５　補償関係コンサルタント業

⑵　建設工事

１　土木工事業　２　建築工事業　３　大工工事業　４　左官工事業　５　とび・土木・コンクリート工事業　６　石工事業　７　屋根工事業　８　電気工事業　９　管工事業　10　タイル・れんが・ブロック工事業　11　鋼構造物工事業　12　鉄筋工事業　13　舗装工事業　14　しゅんせつ工事業　15　板金工事業　16　ガラス工事業　17　塗装工事業　18　防水工事業　19　内装仕上工事業　20　機械器具設置工事業　21　熱絶縁工事業　22　電気通信工事業　23　造園工事業　24　さく井工事業　25　建具工事業　26　水道施設工事業　27　消防施設工事業　28　清掃施設工事業　29　解体工事業

2　定期申請の受付期間（郵送のみ）

令和２年12月14日から令和３年１月29日までとする。なお、上記期間後も随時受付（持参可）を行うが、この場合には入札に間に合わない場合があるので留意すること。

3　申請書の入手方法

外務省ホームページ（http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/chotatsu/shikaku.html）よりダウンロードして得るものとする。

4　申請書の提出書類・方法

申請方法は郵送とし（５参照）、提出書類は次のとおりとする。

⑴　測量・建設コンサルタント等

ア　申請書（測量・建設コンサルタント等）
イ　測量等実績調書
ウ　技術者経歴書
エ　営業所一覧表
オ　登記簿謄本、登記事項証明書（法人の場合）又は身元証明書（個人の場合）
カ　登録証明書等
キ　財務諸表類
ク　納税証明書その３、又はその３の２、若しくはその３の３
ケ　返信用封筒（送付先を明記し84円切手を貼付したもの。）
コ　官公需適格組合証明書の写し（適格組合証明を受けている場合）

⑵　建設工事

ア　申請書（建設工事）
イ　工事経歴書
ウ　建設共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）
エ　営業所一覧表
オ　経営事項審査結果通知書（総合評定値通知書含む）の写し（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）
カ　納税証明書その３、又はその３の２、若しくはその３の３
キ　返信用封筒（送付先を明記し84円切手を貼付したもの）
ク　官公需適格組合証明書の写し（適格組合証明を受けている場合）

※封筒には「競争参加資格申請書　書類一式在中」と朱書きにする。
※公的機関が発行する書類については、発行日から３ヶ月以内のものに限る。
※添付書類は、内容が鮮明であり確認できるものであれば写しでも可とする。

5　申請に関する照会先及び申請書類の郵送先

⑴　照会先　外務省大臣官房会計課管理室　電話03―3580―3311　内線5989　受付時間９：30―17：00（12：30―13：30は除く）

⑵　郵送先　〒100―8919 東京都千代田区霞が関２－２－１　外務省大臣官房会計課管理室

6　申請書等の作成に用いる言語等

⑴　申請書及び財務諸表は日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語により記載したものについては、日本語の訳文を付記し又は添付すること。

⑵　申請書及び添付書類のうち金額欄は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し記載することとする。

7　競争に参加することができない者

⑴　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

⑵　次の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年を経過していない者

①　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造等を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
⑥　全各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
⑦　申請書若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の資格決定に関する重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑶　各業種に必要な登録又は許可を得ていない者

⑷　建設工事においては建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けてない者